

議案第52号

一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(一関市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 一関市立幼稚園条例(平成17年一関市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(設置) 第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立赤荻幼稚園</td><td>一関市赤荻字桜町237番地2</td></tr><tr><td>一関市立摺沢幼稚園</td><td>一関市大東町摺沢字観音堂82番地2</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2	一関市立摺沢幼稚園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2	(設置) 第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立赤荻幼稚園</td><td>一関市赤荻字桜町237番地2</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2
名称	位置														
[略]															
一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2														
一関市立摺沢幼稚園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2														
名称	位置														
[略]															
一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2														
備考 改正部分は、下線の部分である。															

(一関市保育所条例の一部改正)

第2条 一関市保育所条例(平成17年一関市条例第101号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関あおば保育園	一関市山目字前田13番地 1
<u>摺沢保育園</u>	<u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u>
[略]	

名称	位置
一関あおば保育園	一関市山目字前田13番地 1
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市立こども園条例の一部改正)

第3条 一関市立こども園条例（平成23年一関市条例第50号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																
1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>一関市立摺沢こども園</u></td> <td><u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>一関市立摺沢こども園</u>	<u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u>	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]			
名称	位置																	
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																	
[略]																		
名称	位置																	
<u>一関市立摺沢こども園</u>	<u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u>																	
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																	
[略]																		
2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立摺沢こども園</td> <td><u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立摺沢こども園	<u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u>	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立摺沢こども園</td> <td><u>一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立摺沢こども園	<u>一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2</u>	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]	
名称	位置																	
一関市立摺沢こども園	<u>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</u>																	
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																	
[略]																		
名称	位置																	
一関市立摺沢こども園	<u>一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2</u>																	
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																	
[略]																		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

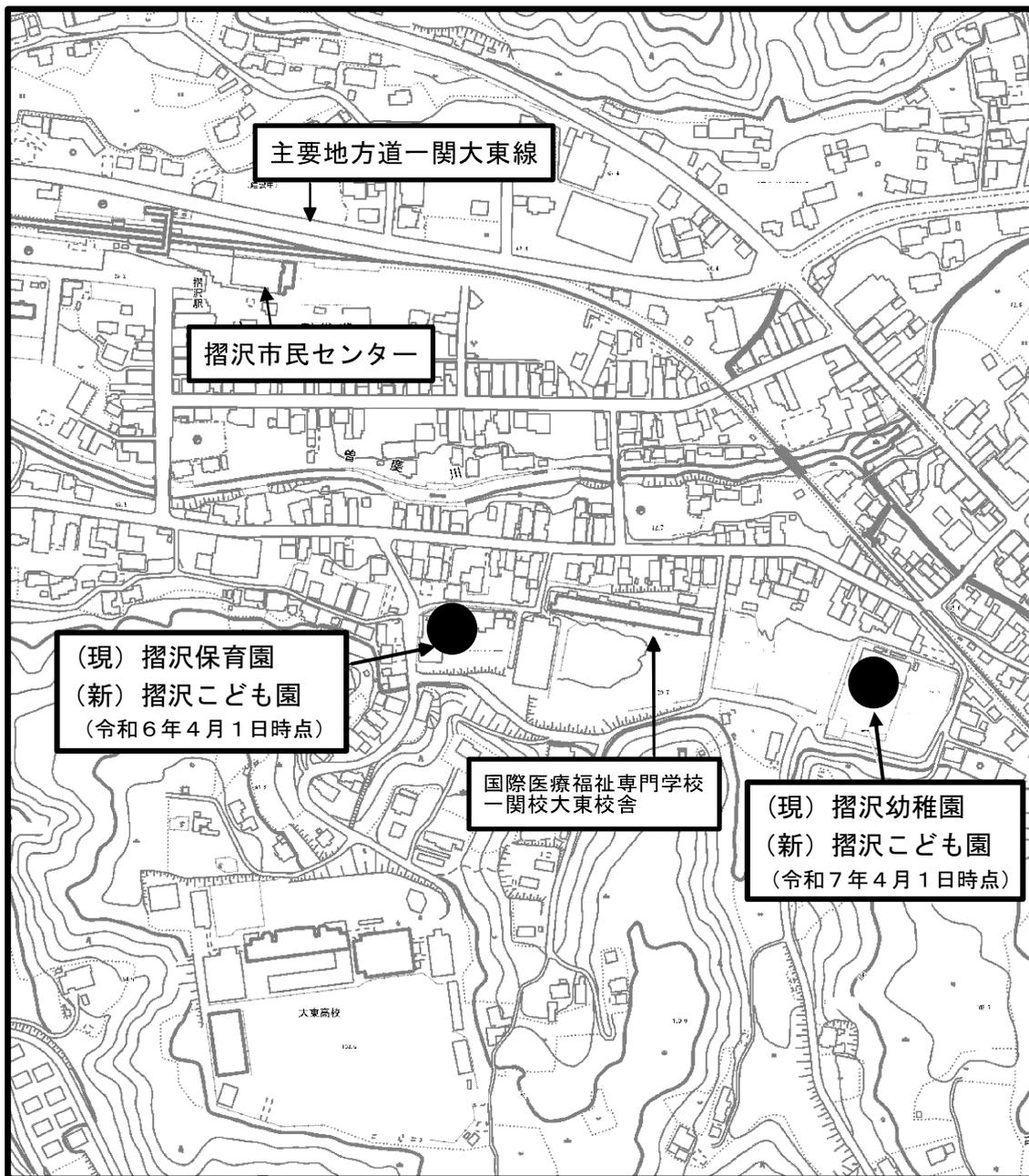
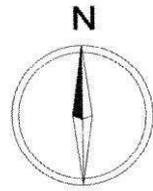
(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条中表2の項の規定は令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条中表1の項の規定による改正後の一関市立こども園条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

位 置 図



議案第53号

一関市地域資源活用総合交流促進施設条例の制定について

一関市地域資源活用総合交流促進施設条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市地域資源活用総合交流促進施設条例

(設置)

第1条 農林産物等の加工、地域産品の販売及び情報発信の拠点施設として、農林業の振興及び地域における交流を促進し、地域の活性化に資するため、地域資源活用総合交流促進施設（以下「交流促進施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流促進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関市地域資源活用総合交流促進施設	一関市大東町渋民字西風47番地1

(指定管理者による管理)

第3条 交流促進施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 交流促進施設における地域情報の発信に関する業務
- (2) 交流促進施設における地域産品の普及に関する業務
- (3) 交流促進施設の利用の許可及び取消しに関する業務
- (4) 交流促進施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流促進施設の運営に関し市長が必要と認める業務

(開館時間等)

第5条 交流促進施設の開館時間は、4月から11月までは午前9時から午後7時までとし、12月から翌年3月までは午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

2 指定管理者が管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第6条 交流促進施設の集会室を専用して利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、交流促進施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流促進施設の運営上支障があるとき、又は管理上適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第8条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(行為の禁止)

第9条 交流促進施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると指定管理者が認める行為をすること。

(損害賠償等)

第10条 故意又は過失により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

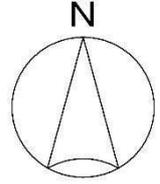
(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

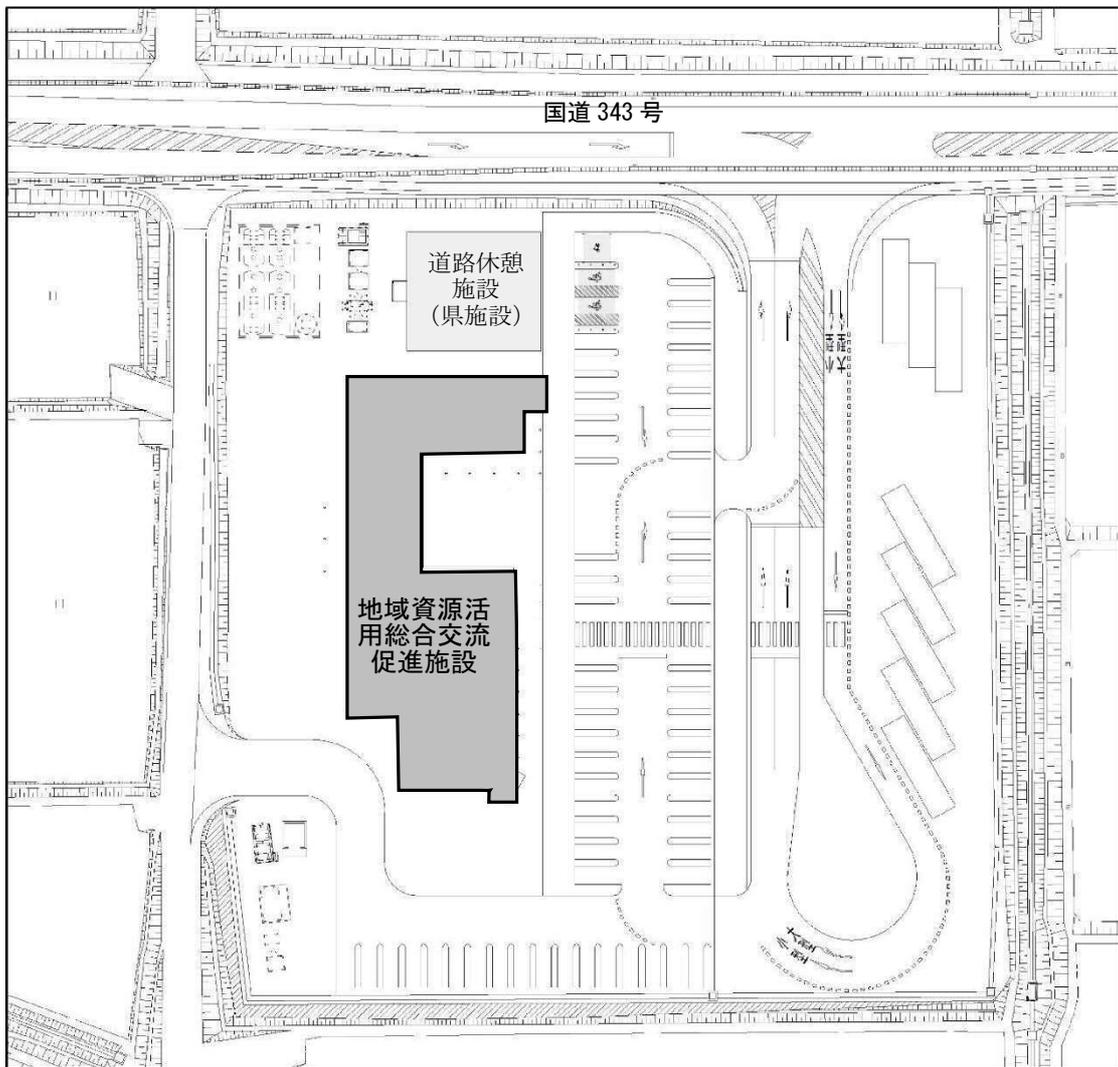
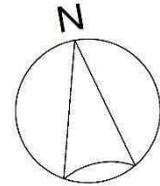
別表 (第8条関係)

利用区分	施設区分	単位	利用料金の限度額
営利を目的としない場合	集会室1、集会室2及び集会室3	1時間	1室につき100円。ただし、3室を一体的に利用するときは、200円
販売等の営利を目的とする場合	集会室1、集会室2及び集会室3	—	売上金額の10%に相当する金額
備考			
1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。			
2 附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を、合わせて納付しなければならない。			
3 利用料金を算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			

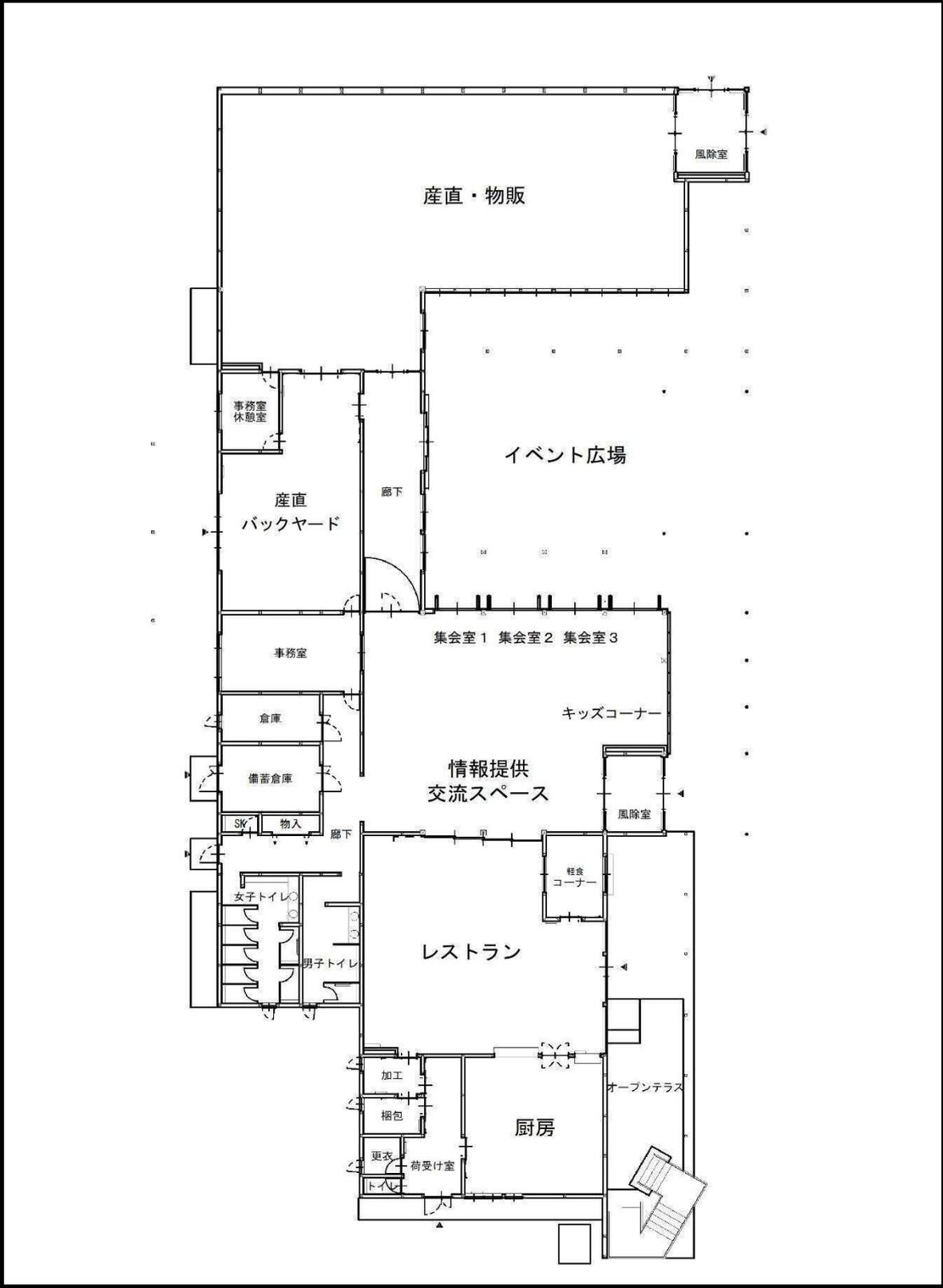
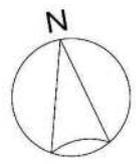
位置図



配置図



平面図



議案第54号

一関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

一関市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市火災予防条例の一部を改正する条例

一関市火災予防条例（平成18年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3の2) _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用</p>

いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 雨水等_____の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) [略]

2 [略]

（蓄電池設備）

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造

いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) [略]

2 [略]

（蓄電池設備）

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造

及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) [略]

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (c m)							備考
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方			
[略]									
厨房 設備	気 体 燃 料	[略]		[略]					注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
		不 燃	開放式	据 置 型 レ ン ジ	2 K W 以 下	80	0	—	
[略]									

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) [略]

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (c m)							備考
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方			
[略]									
厨房 設備	気 体 燃 料	[略]		[略]					注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
		不 燃	開放式	据 置 型 レ ン ジ	2 K W 以 下	80	0	—	
	固 体 燃 料	不 燃 以 外	<u>木炭を燃料 とするもの</u>	<u>炭火焼 き器</u>	—	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	
	不 燃	<u>木炭を燃料 とするもの</u>	<u>炭火焼 き器</u>	—	<u>80</u>	<u>30</u>	—	<u>30</u>	
[略]									

備考 [略]

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の一関市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。